

正しく乗れば怖くない！ 自転車の「青切符」再確認

4月1日にスタートした自転車の「青切符」制度。始まって2カ月たつけれど、自分の運転で大丈夫なのか、判断に迷うこともしばしば。これって違反になるの？ こういう時どうすればいいの？ 自転車の交通ルール、あらためて確認しましょう。



警察庁 HP
「自転車交通安全」

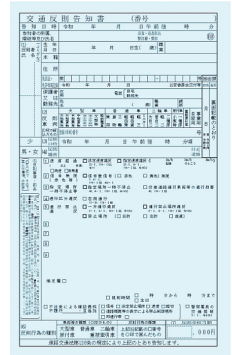
青切符制度とは

交通反則通告制度のことで、自動車が交通違反をした際、広く行われている違反処理の方法です。決められた期間内に反則金を納めることで取り調べや裁判を受けずに処理され、刑事罰が課されないという制度です。違反者に交付される書類が「青切符」と呼ばれています。今年4月、自転車にもこの青切符制度が導入されました。16歳以上の交通違反者が対象です。

導入された背景

警察庁 HP によると、交通事故の総数が減少傾向にある中、自転車の事故は7万件前後で横ばいの状態が続いています。令和6年中に起こった自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側の法令違反がありました。

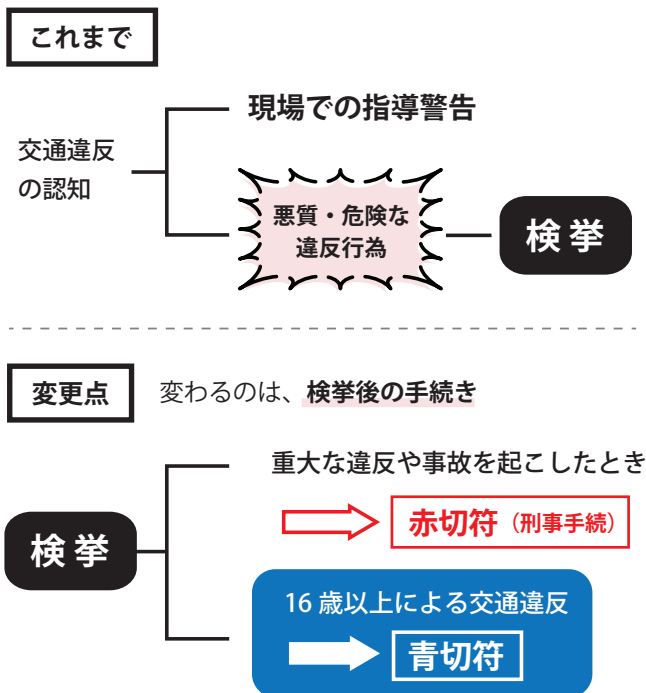
こうした厳しい状況の中、警察は自転車の交通違反の指導取り締まりを強化しています。検挙件数は近年増加しており、青切符導入によって現場での手続きが迅速化されることで、違反者と警察の時間的・手続的な負担を軽減することにつながります。



青切符
※細部は都道府県警察によって異なります。
(写真提供：警察庁)

何が変わったの？

検挙後の手続きが変わりました。青切符の場合、反則金を納付すれば、裁判を受けたり、有罪判決を受けて「前科」がついたりすることはありません。



主な交通違反と反則金

交通違反	反則金
ながらスマホ	12,000円
遮断踏切への立ち入り	7,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反	6,000円
イヤホンの使用 (必要な音が聞こえないなどの場合)	5,000円
一時不停止	5,000円
無灯火	5,000円
並進・二人乗り	3,000円



その運転、青切符かも？

検挙対象となるのは、交通違反の中でも「悪質・危険な違反行為」とはいえ、よく分からないのが正直なところ。具体的には、どんな違反のことを指すのでしょうか。悪質・危険な違反行為には、以下の3種類があります。

1 違反自体が悪質・危険なもの

交通違反の中でも重大な事故につながる恐れが高い違反は青切符で、特に重大な違反は刑事手続きで処理されます。

青切符

✓ 遮断機が下りた踏切に立ち入る、自転車にブレーキがない、携帯電話を持って画面を注視して運転した

特に重大な違反（赤切符などの刑事手続き）

✓ 酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転、ながらスマホ（道路における交通の危険を生じさせたとき）



2 違反が招いた結果が悪質・危険なもの

違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まったりしている時は青切符で、違反により実際に交通事故を発生させた時は赤切符などの刑事手続きで処理されます。

青切符

- ✓ 違反により、歩行者が立ち止まったり、他の車両の急ブレーキや急な進路変更をさせたりした
 - ・スピードを出して歩道を通行し、歩行者を立ち止まらせた
 - ・信号無視で交差点に進入し、青信号で交差点に進入した車両に急ブレーキをかけた
- ✓ 違反を同時に2つ以上行っており、事故の危険が高まっている時
 - ・2人乗りをしながら赤信号を無視した
 - ・傘を差しながら一時停止をしなかった

特に重大な違反（赤切符などの刑事手続き）

✓ ハンドルから手を放して運転した結果、歩行者と衝突した



3 違反の行われ方が悪質・危険なもの

青切符

✓ 違反であることを警察官から指導警告されているにもかかわらず、あえて違反した
✓ 前方に指導取り締まりを行っている警察官の姿を確認しながら、それを気にすることなく、信号無視をした



現場のプロに聞く！

新居浜警察署交通課の平岡雄介上席係長に、自転車の青切符について教えてもらいました。

反則金の対象は100種類以上。違反したらすぐに反則金を取られるんですか？

原則、指導警告です。ただし違反の中でも悪質・危険で、事故につながる恐れがあるものは指導警告なしで青切符を適用する可能性があります。よく聞かれるのが、「歩道をは走るのは違反じゃないのか」ということ。確かに車道が原則ですが、道路交通法には自転車は歩道を通行できる場合が示されていますので、周囲の状況をよく確認して走行してください。歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りを徐行（急ブレーキによらず、直ちに停車できる速度）し、歩行者の通行を妨げそうなら一時停止してください。

青切符制度が始まって、偽警察官にお金をだまし取られたという詐欺も起きている。

警察官が**その場でお金を徴収することは絶対にありません**。青切符と一緒に、銀行や郵便局の窓口で振り込んでもらうための納付書を渡すので、それを使って反則金を納めてもらいます。加えて交通違反に関しては、私服で指導することはまずありません。

市民の人に伝えたいことはありますか？

反則金を払いたくないから、交通ルールを守るのではなくて、**交通事故の加害者にも被害者にもならないように**、しっかりと交通ルールを守りましょう。



平岡雄介上席係長



自転車の交通ルールを再確認。これって違反ですか？

- Q** 走りながら、自転車にセットしたスマホのナビを見ている。
- A** じーっと注視する行為はNG。要は前を見てない状態があるっていうのがいけないので、ずっと見続けながら走ることは絶対にしないでください。
- Q** 音を絞って外の音が聞こえる状態にしてイヤホンを付けた。
- A** 片耳だけつけるとか、耳をふさがないオープンイヤー型のイヤホンをつけるなら大丈夫ですが、音を絞っても完全に耳をふさいでいる状態は危険ですのでやめましょう。
- Q** 車道は広いけど、交通量が多くて危ないので歩道を走った。
- A** 著しく自動車の交通量が多いなど、車道を通行すると事故の危険がある時は歩道を通行できますので、周囲の状況をよく確認して対応してください。
- Q** 夜になったけど、まだ明るいからライトはつけなくて大丈夫？
- A** 警察が言う夜間というのは、日の落ちた時間。気象庁から発表される日の入りの時刻を基準にしています。少しでも暗くなれば、ライトを点灯して歩行者や他車との衝突を防ぎましょう。



交通安全教室で確認！

市危機管理課では、新居浜警察署とタッグを組み、子どもから高齢者まで幅広い年代を対象にした交通安全教室を行っています。中萩中では4月下旬、1年生約120人を対象にした教室を開催。生徒たちは自転車に乗り、踏切や歩道での正しい走行などについて確認していました。

交通安全教室は、要望に応じて随時開催しています。この機会に、交通ルールを学び直してみませんか？